

2020年3月13日

新型コロナウイルスへの3月中の対応について（追加その2）

日本公認会計士協会

3月10日に政府から大規模イベントの自粛を概ね10日間程度延長するよう要請があったこと、及びWHOからパンデミック宣言が発せられたことを受けて、次の追加施策を行うこととしました。

1. 委員会の原則延期

- ✓ この期間に開催予定の会議体で延期が困難なものを除き延期する。
- ✓ 開催する場合においても、リモート参加できるよう電話会議システム又はスカイプ（Microsoft Teams）を活用する。

→ 3月末まで延長する。

（研修会の開催は、地域会主催を含め3月中はほとんど延期済み）

2. 海外・国内出張の抑制

- ✓ この期間の出張は原則延期する。

→ 3月末まで延長する。

→ プライベートな海外旅行も自粛する。

3. スタッフのシフト勤務・在宅勤務の計画的実施

- ✓ 可能な限り、シフト勤務を行うほか、在宅で業務遂行が可能なスタッフについては在宅勤務とする。
- ✓ 各グループにて、時差在宅勤務表を作成し、計画的に実施する。

→ 3月末まで延長する。

4. 地域会事務局の業務休止（一部又は全部）

- ✓ 地域の状況や会議の開催など地域会活動の頻度などを勘案し、可能な限り、地域会事務局の業務休止（一部又は全部）、又は事務局の出勤を輪番制にする。

→ 3月末まで延長する（年度末特有の事務処理がないか特に留意する）。

以 上